和歌山大学大学院システム工学研究科会議規程

制 定 平成12年 3月17日 最終改正 令和 7年 4月10日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学大学院研究科運営規程(以下「研究科運営規程」という。)第2条に基づく和歌山大学大学院システム工学研究科会議(以下「研究科会議」という。)に関し必要な事項について定めるものとする。

(審議事項)

第1条の2 研究科会議は、研究科運営規程第4条の事項を審議する。

(組織)

- 第2条 研究科会議は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。
- 2 研究科会議には、研究科会議が必要と認めた併任及び兼務の教授又は客員教授を加える ことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に重要事項を審議決定するため、研究科会議が必要と認めたときは、研究科専任の准教授及び講師又は客員准教授を加えることができる。 (研究科長)
- 第3条 研究科長は、システム工学部長をもつて充てる。

(議長)

- 第4条 研究科会議に議長を置き、研究科長をもつて充てる。
- 2 議長に事故あるときは、年長の副学部長がその職務を代行する。

(招集)

第5条 議長は、研究科会議を招集する。

(会議)

- 第6条 研究科会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 次の各号の一に該当する者は、構成員に算入しない。
 - (1) 休職中の者
 - (2) 1月以上療養中の者

(議決)

- 第7条 議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認められるときは、出席構成員の3分の 2以上の多数をもつて議決しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

- 第8条 研究科会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。 (審議事項の付託)
- 第9条 研究科会議は、研究科運営規程第4条に定める審議事項のうちの一部の事項の審議 をシステム工学部運営委員会(以下「学部運営委員会」という。)及びシステム工学部企画・ 人事委員会(以下「学部企画・人事委員会」という。)に付託することができる。
- 2 研究科会議は、前項の付託に基づく学部運営委員会及び学部企画・人事委員会の議決を もって、研究科会議の議決とすることができる。

大学院システム工学研究科会議規

- 3 研究科会議が学部運営委員会及び学部企画・人事委員会に付託する事項については、研 究科会議が定める。
- 4 前3項に規定する学部運営委員会及び学部企画・人事委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第10条 その他研究科会議に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て研究科長が別に定める。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第184号)

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第624号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日一部改正:法人和歌山大学規程第1004号)

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月17日一部改正:法人和歌山大学規程第1232号)

この改正規程は、平成23年11月17日から施行する。

附 則(平成27年3月19日一部改正:法人和歌山大学規程第1616号)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和6年5月9日一部改正:法人和歌山大学規程第2758号)

この改正規程は、令和6年5月9日から施行し、令和6年5月1日から適用する。

附 則(令和7年4月10日一部改正:法人和歌山大学規程第2854号)

この改正規程は、令和7年4月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。